

鴻介第470号
令和2年6月19日

| | | |
|--------------|-----|----|
| 通所系サービス事業所 | 管理者 | 御中 |
| 短期入所系サービス事業所 | 管理者 | 御中 |
| 居宅介護支援事業所 | 管理者 | 御中 |

鴻巣市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い
(第12報及び第13報)に関する本市における具体的な取扱いについて(通知)

日頃より、本市介護保険行政の推進に際し、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険最新情報 Vol.842 及び Vol.847 において示された標記の取扱いに関する本市における具体的な取扱いについて、下記のとおりといたします。

請求にあたっては、下記事項を厳守してください。

記

1、介護支援専門員との連携について

サービス事業所は、利用者を担当している介護支援専門員に対し、当該取扱いによる請求を検討していることを伝え、情報共有を図ってください。

当該取扱いにより、区分支給限度基準額を上回る場合、区分支給限度基準額を超える金額全体が利用者の自己負担額になることを利用者に説明し、下記2により必ず文書により同意を得てください。この同意については、給付管理を担当する介護支援専門員とサービス事業所が連携して同意を得ることが望ましいと思います。

また、下記2により、サービス事業所が文書により同意を得た際は、介護支援専門員と情報共有してください。

2、利用者からの同意について

当該取扱いにより、利用者の自己負担額も増額になり、口頭での説明および同意の場合、利用者サービス事業所間のトラブルになることが想定される為、利用者保護の観点から本市における同意確認については、「文書による同意」といたします。

文書については、別添の様式を用いるか、内容を網羅した文書を作成し、使用してください。追加資料として当該取扱いにより利用者の自己負担額がどう変化するのか、変更前、変更後の自己負担額を明らかにした文書を添付して説明してください。

なお、当該取扱いについては、**利用者の同意が必須**であり、利用者が自己負担額の増額を認めない場合には算定できませんので、今回の取扱いの趣旨を丁寧に説明してください。

3、その他

当該取扱いにより区分支給限度基準額は変更されないことから、当該取扱いにより増加する分を調整する為、サービスの利用回数を削減したり、利用時間を短縮するような取扱いは不適切です。

必ず、利用者及びご家族と調整し、利用者に必要なサービスが過不足なく提供できるよう努めてください。

【担当・問い合わせ】

事業者担当

TEL: 048-541-1321 (内線 2679、2683)

FAX : 048-541-1328

e-mail : kaigo@city.kounosu.saitama.jp